

2023年1月11日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2022年7月から2022年12月までの間に支払審査委員会を3回開催し、計6件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は3件でした。

お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
車両保険 人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、走行中にトンネル入口の側壁に正面から衝突した単独自損事故により車両損壊して負傷しました。</li><li>● 被保険者は、精神疾患の既往症があり救急搬送された病院で希死念慮と捉えられる言動があったことから、偶然性の無い事故として車両保険および人身傷害保険のお支払対象に<u>該当しないと判断</u>しました。</li></ul>
車両保険 対物賠償保険 対人賠償保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、故意に自動車を衝突させて自車両および相手車両を損壊して相手に怪我を負わせました。</li><li>● 被保険者は、当該事故の刑事裁判において殺人未遂等が確定しており、故意による事故として、車両保険、対物賠償保険、対人賠償保険のお支払対象に<u>該当しないと判断</u>しました。</li></ul>
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、走行中に減速もせずに高架橋下のガードレールに衝突した単独自損事故により死亡しました。</li><li>● 被保険者は、運転中に発症した心筋梗塞により死亡した疾病先行の事故として人身傷害保険のお支払い対象に<u>該当しないと判断</u>しました。</li></ul>